

—目次—

- ★決算後発生したJに帰属すべき収益、費用の範囲を経理取扱規則において明文化しておくほうが良い。どのような事項か。
- ★監査委員は誰になるか。
- ★何を監査するのか。
- ★監査報告書の提出先は。
- ★監査報告書の記載事項は。
- ★監査の実施は。
- ★原価管理とは
- ★建設業の特徴とは。
- ★JVとしての適正な原価管理を確保するための留意点は。
- ★下請業者の決定手続きは。
- ★協定原価でJVには請求できない原価は通常どのような費用か。
- ★JVには納税義務はあるのか。
- ★法人税法上、請負による収益の帰属の時期は
- ★部分完成基準の要件は。
- ★延払基準が採用できる条件を挙げよ。
- ★法人税法による長期大規模請負工事について、工事進行基準の取扱いは
- ★税法上、請負金額の減額や工期の短縮等で長期大規模工事に該当しなくなった場合は、処理した年度分をどうするのか。
- ★工事目的物の引渡しの時期として妥当な日は。
- ★JVと構成員の収益計上基準が相違する場合にはどうする

- ★スポンサー会社が工事完成基準で、サブ会社が工事進行基準によって
- ★JV で負担する費用を協定原価というが、JV の運営委員会によって協定原価に算入される費目、算入範囲が決定される。その際、特に明確に定めておかなければならないものは。
- ★JV の受注した工事が最終、損失となった場合、サブ会社に事情がありスポンサー会社がサブ会社の損失分を負担した場合、その分は税務上損金として認められるか。
- ★JV で受注した工事中に、損害賠償を支払う事態が発生した場合、税務はどのような規定をしているか。
- ★建設現場では、次の住民対策関連費用として税務上の取扱いはどうなるか。
住民又は住民代表者との会議費用
- ★建設現場では、次の住民対策関連費用として税務上の取扱いはどうなるか。
日照、騒音、振動、通行障害等に関する工事迷惑料
- ★建設現場で、住民又は住民代表者との会議費用の税務上の取扱いはどうなるか。
着工前に支出する近隣住民の同意を得る為の費用は、
- ★建設現場で、日照、騒音、振動、通行障害等に対する工事迷惑料の税務上の取扱いはどうなるか
- ★建設現場で、安全対策上の措置をするための支出の税務上の取扱いはどうなるか
- ★建設現場で、漁業補償等 の税務上の取扱いはどうなるか
- ★建設現場で、紛争解決金 の税務上の取扱いはどうなるか

★決算後発生した J に帰属すべき収益、費用の範囲を経理取扱規則において 明文化しておくほうが良い。どのような事項か。

1. JV 工事に設計変更があり、工事が完了したが設計変更による追加工事に対する請負金額の増額が決定されていない場合で、決算後確定した金額
2. 施工済みの工事のある部分の発生原価が確定せず、見積原価で工事損益を算定し、決算後確定した原価と見積原価との差額
3. JV が構成員から賃借していた工事用機械、仮設用工具の工事終了後にかかった修繕費
4. 労働者災害補償保険料の増減差額またはメリット制による還付金もしくは追徴金
5. JV 解散後の工事目的物の瑕疵に係る修補もしくは損害補償、火災、天災等に起因する損害または工事の施工にともなう第三者に対する損害の補償額

★監査委員は誰になるか。

原則としてすべての構成員が、当該構成員を代表しうる者を選定して

あてる。通常スポンサー以外の構成員会社から 1～2 名選出される。

監査委員名は、共同企業体協定書又は細則において記載しておく。

★何を監査するのか。

原則として決算書（案）及びすべての業務執行に関する事項。

決算書とは、貸借対照表、損益計算書、工事原価報告書、資金収支表及び

附属明細書とする。

★監査報告書の提出先は。

すべての監査委員が監査結果を確認のうえ運営委員会に提示する。

★監査報告書の記載事項は。

監査報告書の提出先及び日付

監査方法の概要

監査委員の署名捺印

監査対象とした決算書（案）等が法令等に準拠し作成されているかどうかについての意見

監査対象とした決算書（案）等が協定書その他のJVの規則等に定める事項に従って作成されているかどうかについての意見

その他業務執行に関する意見

★監査の実施は。

実査：工事事務所や工事現場において保管している現金、預金通帳、受取手形等の現物を実際に調査してその実在性を確かめ、帳簿金額と照合する。

立会：工事現場における建築資材等の実地棚卸に立会い、実在性を確かめ、帳簿金額と照合する。

視察：業務執行、会計処理、原価計算等について疑問に思うことを責任者や担当者に聞き質す。

閲覧：工事請負契約書、覚書、下請契約書、議事録、証明書等を査閲する。

証憑突合、帳簿突合、計算突合

：記録と証拠、証拠と証拠、記録と記録を照合し、計算チェックすることで帳簿等の正確性、真実性を確かめる。

★原価管理とは

1. 標準原価の設定
2. 実際原価の記録
3. 標準原価と実際原価の比較、差異の算定

4. 差異分析
5. 差異分析結果の報告
6. 差異分析結果と原価能率増進に役立てること

★建設業の特徴とは。

1. 発注者あつての請負業
2. 単品受注産業
3. 現地屋外の組立産業
4. 分業生産（下請システム）
5. 労働集約型産業
6. 内需依存型／公共工事依存型産業

★JVとしての適正な原価管理を確保するための留意点は。

1. 原価管理に関連する的確な諸規則、取扱いを制定し、それらに基づいて運営し、管理する事。
2. 下請工事業者、各種専門工事業者、資機材調達先、労務外注の発注先の選定手続の明確化、選定先に対する適正な管理及び指導をすること。
3. 協定原価の基準、範囲について明確にしておくこと
4. 実行予算に基づき管理し、予算差異について定期的に報告し、是正措置を講ずる体制があること
5. 適正な決算が行われ、適時に構成員に対しJV成果の報告が行われ透明であること
6. 決算書に対する監査が行われること

★下請業者の決定手続きは。

- 1.各構成員より希望工種ごとに下請業者の推薦を受ける事。
- 2.推薦を受けた下請業者から見積書を徴収すること。
- 3.下請業者から徴収した見積書を、施工委員会が精査し、予算との対比を確認すること。
- 4.下請業者の審査は、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引の状況等を総合的に勘案して行い、優良な下請の選定をはかること。
- 5.下請業者の選定は原則として複数とし、施工委員会等において行うこと。
- 6.選定業者に対しては遅滞なく、工期、工事内容、仕様書、図面見本等を明示し、入札によるかあるいは見積書を提出させて、その内容を施工委員会等で検討のうえ、運営委員会において下請業者を決定すること。
- 7.資材業者の決定は、価格、品質、納期等を勘案して、下請業者決定の手続きに準じて行うこと。
- 8.機材業者の決定にあては、施工工種、工法に適した機材を選定することに留意すること。

★協定原価でJVには請求できない原価は通常どのような費用か。

- 1.派遣職員の賞与、期末手当、退職金、慶弔見舞金等。
- 2.派遣職員の日当並びに赴任、帰任の旅費、所属会社への業務連絡等の往復旅費及び通勤費
- 3.派遣職員以外の各構成員会社の職員に係る旅費、その他の諸経費

- 4.施工委員会その他の委員会に出席するための旅費等
- 5.構成員各社による安全パトロール費用
- 6.JV 職員が使用する車、携帯電話、パソコン等の購入及び維持費用

★JVには納税義務はあるのか。

一般的に「民法上の組合」と解されているので、JV独自には納税義務はなく、JVの所得は各構成員に分配されそこで課税される仕組みになっている。

★法人税法上、請負による収益の帰属の時期は「請負における収益の額は、別に定めるものを除き、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する」

ここでいう「別に定めるもの」とは。

1. 部分完成基準
2. 延払基準
3. 工事進行基準

★部分完成基準の要件は。

目的物の引渡しと工事代金の請求とが同時に行われることである。

ただし、工事進行基準を適用する長期大規模工事等は部分完成基準は適用できない。

★延払基準が採用できる条件を挙げよ。

1. 3回以上に分割した賦払い（月賦、年賦）を受けること
2. 請負の目的物の引渡し期日の翌日から最後の賦払金の支払期日
までの期間が2年以上あること
3. その契約に定められている請負の目的物の引渡しの期日までに支
払期日の到来する賦払金の合計額が請負金額の3分の2以下となっ
ていること

★法人税法による長期大規模請負工事について、工事進行基準の取扱いは

1. 次の要件を備えた長期大規模工事については、強制適用
工事期間1年以上
請負金額10億円以上
請負金額の1/2以上が、引渡し日の1年経過後に支払われることが定め
られていないこと
2. 上記以外の長期請負工事については、工事完成工事・工事進行基準の選択
継続適用が条件
工事進行基準が損失が生じると見込まれる工事も含まれる。

★税法上、請負金額の減額や工期の短縮等で長期大規模工事に該当しなく

なった場合は、処理した年度分をどうするのか。

過年度にさかのぼって修正することはしない。

★工事目的物の引渡しの時期として妥当な日は。

1. 作業を決了した日

2. 相手方の受け入れ場所へ搬入した日
3. 相手方が検収を完了した日
4. 相手方において使用収益ができることとなった日
5. その他（仮設物を撤去した日）

★JV と構成員の収益計上基準が相違する場合にはどうする

JV 自体が納税主体となるのではなく、JV の結果を受けて構成員各社が、各社それぞれの基準をもって課税所得を計算し納税する。

★スポンサー会社が工事完成基準で、サブ会社が工事進行基準によって決算するには、どのような資料を JV から入手しなければならないか。

1. 事業年度終了時の現況による請負金額
2. 事業年度終了時の現況により見積もられる総工事原価
3. 事業年度終了時までに出す原材料費、労務費、外注費、経費の合計額及び期末に回収されるべき仮設材料等の金額

★JV で負担する費用を協定原価というが、JV の運営委員会によって協定原価に算入される費目、算入範囲が決定される。その際、特に明確に定めておかなければならないものは。

1. JV 結成前の費用
2. 見積費用
3. 人件費
4. 本社事務経費

5.電算処理費

6.仮設材料及び工事用機械等ならびに工業所有権等の使用料

★JVの受注した工事が最終、損失となった場合、サブ会社に事情があり
スポンサー会社がサブ会社の損失分を負担した場合、その分は税務上
損金として認められるか。

JVで生じた利益や損失は、出資割合に応じて分配され又は負担する
事が原則である。

従って、他のサブ会社の損失を負担した場合、経済的な利益供与をした
ことになり、税務上はこれを寄附金として取扱い、損金算入は限度額のみ
しか認められない。

★JVで受注した工事中に、損害賠償を支払う事態が発生した場合、税務は
どのような規定をしているか。

1. 損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連するもの
であり、かつ、故意または重過失に基づかないものであるときは、当該役員
又は使用人の給与とするのではなく、給与以外の損金の額に算入する。
2. その損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連しな
いものである場合、または関連していても故意又は重過失に基づく場合は、
当該役員又は使用人に対する債権とする。

★建設現場では、次の住民対策関連費用として税務上の取扱いはどうなるか。

住民又は住民代表者との会議費用

着工前に支出する近隣住民の同意を得るための費用は、和解金も含めて補償費としての対価性がないため交際費に該当するが、住民説明会等で通常の昼食の程度を超えない飲食物を提供する費用は会議費である。

★建設現場では、次の住民対策関連費用として税務上の取扱いはどうなるか。

日照、騒音、振動、通行障害等に関する工事迷惑料

工事進行中の騒音や振動あるいは通行障害等に対しては、相手が納得する金額を話し合いで決定するため支払金額は一律ではなく、支払対象者も限られる場合がある。具体的な損害賠償、補償の算定根拠が一律でない、又は不明確なため交際費である。

★建設現場で、住民又は住民代表者との会議費用の税務上の取扱いはどうなるか。

着工前に支出する近隣住民の同意を得る為の費用は、和解金も含めて補償費としての対価性がないため交際費に該当するが、住民説明会等で通常の昼食の程度を超えない飲食物を提供する費用は会議費である。

★建設現場で、日照、騒音、振動、通行障害等に対する工事迷惑料

の税務上の取扱いはどうなるか

具体的な損害賠償、補償の算定根拠が一律でない又は不明確なため交際費である。

★建設現場で、安全対策上の措置をするための支出

の税務上の取扱いはどうなるか

工事現場隣接地に、例えば、がけ崩れ防止のコンクリート壁を設置する支出は、実害補償にはあらず、近隣への贈り物となるので交際費である。

★建設現場で、漁業補償等 の税務上の取扱いはどうなるか

実害ではなく、漁業組合への同意を得るための支出であり、算出根拠が漠然としているものは補償費とは認められない。

★建設現場で、紛争解決金 の税務上の取扱いはどうなるか

実害はないのに支出するのであるから補償費ではない。